

改定前 (旧)	改定後 (新)
<p>2022 東北観光フリーパス (東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン) (首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン)</p> <p>利用約款</p> <p style="text-align: right;">令和4年3月25日制定 令和4年10月25日改定 東日本高速道路株式会社 東北支社 宮城県道路公社</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(利用期間及び料金)</p> <p>第4条 本商品の利用期間は、令和4年4月1日(金)から令和4年12月22日(木)までとします。ただし、令和4年4月27日(水)から令和4年5月9日(月)及び令和4年8月9日(火)から令和4年8月17日(水)までを除きます。なお、連続する最大2日間利用可能なプランにおいては、上記のうち、金曜、土曜、日曜及び月曜日並びに次に掲げる日とします。 令和4年7月19日(火)、令和4年9月20日(火)、令和4年9月22日(木)、令和4年10月11日(火)及び令和4年11月22日(火)から令和4年11月24日(木)</p> <p>第4条第2項～第9条 省略</p> <p>(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)</p> <p>第10条 令和4年11月7日(月)から令和4年12月22日(木)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。 2. 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。</p> <p>第11条～第15条 省略</p> <p>附則 この約款は、令和4年10月25日(火)14時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定</p>	<p>2022 東北観光フリーパス (東北6県周遊プラン、北東北周遊プラン、南東北周遊プラン) (首都圏発着東北6県周遊プラン、首都圏発着南東北周遊プラン)</p> <p>利用約款</p> <p style="text-align: right;">令和4年3月25日制定 令和4年10月25日改定 令和4年11月17日改定 東日本高速道路株式会社 東北支社 宮城県道路公社</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(利用期間及び料金)</p> <p>第4条 本商品の利用期間は、令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までとします。ただし、令和4年4月27日(水)から令和4年5月9日(月)、令和4年8月9日(火)から令和4年8月17日(水)まで及び令和4年12月28日(水)から令和5年1月4日(水)を除きます。なお、連続する最大2日間利用可能なプランにおいては、上記のうち、金曜、土曜、日曜及び月曜日並びに次に掲げる日とします。 令和4年7月19日(火)、令和4年9月20日(火)、令和4年9月22日(木)、令和4年10月11日(火)、令和4年11月22日(火)から令和4年11月24日(木)、令和5年1月10日(火)、令和5年2月22日(水)から令和5年2月23日(木)及び令和5年3月21日(火)から令和5年3月22日(水)</p> <p>第4条第2項～第9条 省略</p> <p>(ETCマイレージサービスの特別ポイントの付与)</p> <p>第10条 令和4年11月7日(月)から令和5年3月31日(金)までの期間における、月曜日から金曜日までの間の日のみを利用期間として申込み、第7条第1項に定める通行を行った場合、ETCマイレージサービスの特別ポイントを、本商品の料金の額10円毎に1.5ポイント付与するものとします。 2. 前項に定める特別ポイントは、本商品の利用のあった月の翌々月20日までに付与します。</p> <p>第11条～第15条 省略</p> <p>附則 この約款は、令和4年11月17日(木)14時から施行します。なお、この約款の施行の際、現に改定</p>

前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 省略

前の約款による本商品の申込みが完了している申込者についても、この約款の規定を適用します。

別表1～別表2 省略